**配当公告**

名古屋市西区中小田井二丁目一二五番地
　破産者　株式会社ヤマシンプロセス
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第二〇一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金一〇六、二四七、〇八三円
一、配当をすることのできる金額
　金一八、〇二八、七八二円
平成二十四年四月十六日
　名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル八階
　破産管財人　塩見　渉

**配当公告**

愛知県尾張旭市旭ヶ丘町山の手一九四番地
　破産者　有限会社圭峰
右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第一五六七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当手続に参加することができる債権の総額
　金一六八、一七三、七七七円
（内優先的破産債権額　金一一一、一〇〇円）
一、配当をすることのできる金額
　金三五、三〇一、三二四円
（内優先的破産債権額　金一一一、一〇〇円）
平成二十四年四月十六日
　名古屋市東区筒井二丁目七番二七号
　破産管財人　石井　三一

**配当公告**

愛媛県新居浜市船木四六七二番地の二
　破産者　安葉製粉製麺株式会社
右の者に対する松山地方裁判所西条支部平成二十二年（フ）第二〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　一般債権　金一三九、五九六、七八一円
　優先債権　金八、二六八、三四〇円
一、配当することのできる金額
　一般債権　金一三、四四〇、六四六円
　優先債権　金八、二六八、三四〇円
平成二十四年四月十六日
　愛媛県西条市明屋敷六五一番地四エムズビル三階
　破産管財人　宮内　哲彦

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道函館市湯川町一丁目二一番地三、最後の住所函館市湯川町一丁目二五番八号
　被相続人　亡　古川テイ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　函館市堀川町六番一五号
　相続財産管理人　司法書士　黒壁　健

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市中央区北一条西二四丁目二九〇番地、最後の住所札幌市中央区北一条西二四丁目一番一〇号
　被相続人　亡　生江　一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　事務所札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル六階　弁護士法人小寺・松田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松田　竜

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍宮城県大崎市古川稲葉字大江向六番地
一、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　紺野洋一郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　仙台市青葉区片平一丁目二―二四第一ＳＡＣビル五階弁護士法人植松法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　亀山　愛子

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県伊達郡桑折町大字南半田字台二八番地、最後の住所福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原三四一番地七福島県けやき荘
　被相続人　亡　松野　トモ
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　福島県白河市郭内一二九番地橋本登行法律事務所　相続財産管理人　橋本　登行

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福島県二本松市渋川字蛇森五四番地一、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　安齋　修一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　福島県福島市花園町二番三五号花園レジデンス一〇二号
　相続財産管理人　弁護士　紺野　明弘

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都板橋区栄町一二番地、最後の住所埼玉県川口市大字大竹二七番地の三
　被相続人　亡　古口　博
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　事務所　埼玉県川口市本町四丁目一番八号川口センタービル四階　多田竜一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　多田　竜一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都葛飾区立石二丁目一六四番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市丸山三丁目三番二七―三号　被相続人　亡　米山　英登
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　千葉県柏市柏六―九―一八柏パークビル五階柏の森法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　原　崇人

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県匝瑳市吉田四六〇八番地、最後の住所千葉県野田市山崎一六〇六番地の二五
　被相続人　亡　飯島　幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　千葉県松戸市松戸一八四七日暮ビル四〇三
　みぎわ法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　高山　聡宏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都武蔵村山市残堀五丁目九〇番地の三、最後の住所東京都東大和市奈良橋一丁目三〇二番地の三　被相続人　亡　佐藤　忠志
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　事務所東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　狩集　英昭

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都小金井市本町三丁目二五九六番地の一〇、最後の住所東京都小金井市本町三丁目八番九―一〇〇七号
　被相続人　亡　小峰　幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階
　りんどう法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍川崎市中原区上丸子八幡町八一一番地、最後の住所川崎市高津区下作延二丁目二六番一号恵楽園　被相続人　亡　青木　正七
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十四年四月十六日
　川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一一階一〇一号室
　相続財産管理人　弁護士　坂本　佳隆